

福岡県国土利用計画審議会（第14期第2回）議事要旨

日時：平成28年8月18日（木）

場所：吉塚合同庁舎 特4会議室

○開 会

○議題1 平成28年度福岡県土地利用基本計画の変更（案）について

（事務局）

変更案について説明

（会 長）

何かご質問・ご意見はないか。

では、私から一つ質問する。今回、利用目的が変更された案件が多かったと思う。例えば整理番号1番、当初は土石を採取する目的で、それが終わって次の利用法として事業場用地に変えたということだが、この場合は土石採取が終わった時点で完了と考えることもできると思うが、その跡地を別の目的で使う場合は、変更したうえで完了という扱いになっているのか。

（事務局）

利用目的が変われば利用目的の変更を出してもらって許可する手続きとなっている。採石事業は、掘った後の穴に残土を入れることで2回目の儲けが出て、さらに土地を造成して跡地利用ということで、1つの土地を3回利用するのが通常の事業スタイル。最終的には長い時間をかけて事業場用地として活用されるパターンが一般的だと聞いている。

（委 員）

整理番号10番は森林地域を外して一般廃棄物処理場とのことだが、都市地域と重複が9haある。一般廃棄物の処理場を都市に隣接して作るのは、今後問題にならないのか。

（事務局）

それぞれの個別法では当然基準をクリアしているので、法律上は問題がない。

（委 員）

一般廃棄物処理場は様々な問題が出てくる。こういう土地利用は今後問題になるのではないかと。

（事務局）

一般廃棄物処理場としては対象地の北のほうが利用されており、以南部分は病院とか太陽光発電として使われているので、市街化地域から離れた部分を使っているのが現状。

（委 員）

やはり都市地域と重複しているところは将来課題になる可能性がある。例えば整理番号2番のゴルフ練習場は、芝生の維持のために農薬を撒いて、それが小水路や河川域へ入って流れていくこともありうる。

だから、都市地域と一部重複したり、重複しなくても隣接している部分は、使い方は慎重になったほうがいい。一回してしまうと、後々尾を引くから、こういう時は少し考えた方がいい。

(事務局)

今回、開発許可を担当している農山漁村振興課が来ているが、住宅地に近い森林地域の開発について留意していること等、何か一言あるか。

(関係課)

林地開発は森林法に基づいて、4つの要件をクリアしたものが許可される。

基本は山の造成について審査しているので、上物や他法をクリアしたものを許可して、最終的にはこの許可要件通り完了できているかどうかということになる。今回の案件については、林地開発として、森林法としては問題なく完了している。

(会 長)

整理番号2は、当初の計画通りということで、今のご指摘のように検討はされている。林地開発許可には要件があって、その中に「水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないか」とあり、それをクリアしているという前提で担保されている。

整理番号10は、当初は残土処理で許可を出しているが、一般廃棄物処理場に変更しているのが少し気になる。最初の許可と利用が変わってきているわけで、残土処理であればよいが、一般廃棄物処理場では問題があることも十分あり得る。

平成14年に一般廃棄物処理場の用途に変更する段階で変更許可があるのか。

(関係課)

その時点で一般廃棄物処理場として認可を受けてるか否かを確認し、林地開発上は申請書にその添付書類をつけさせて、それに対して許可している。

(会 長)

その場合は、一般廃棄物処理場の基準を満たしていれば、森林法上の環境保全の基準に当然達していると考えられるのか。

(関係課)

森林法は、上ものに対する審査はない。建物を建てるなら都市計画法、工場であれば工場立地法があり、森林法はあくまで森林を造成する許可をするもの。

(会 長)

今の話だと、廃棄物処理場ができるという場合でも、そこは考慮せずに、専ら森林を伐採する

ことによる影響しか見ないということか。

(関係課)

上物は個別法で検査・審査してもらうという流れになっている。そのような廃棄物等でも、認可の時にそちらの法律でこういう形じゃないとできないというのを踏まえて、当然、林地開発もそれに合わせた形で開発申請が出ることになる。

(事務局)

森林担当としては個別法をきちんとクリアするかどうかの確認はしているが、委員がおっしゃるような環境への影響や住民への影響が、廃棄物のほうでどこまでされているか、そこまではなかなか確認出来ていないのが実状。

土地利用の調整というところからすれば委員のご指摘は十分分かる。土地の形状や排水等を主に審査しているので、その地域が周囲に与える影響は個別法のほうで、廃棄物処理法でやっていると考えている。

(会 長)

先ほどのゴルフ場の話だが、農薬を撒いて、それが周囲の農用地等に影響を及ぼす可能性があるなど、そういう問題はどこがやっているのか。

(事務局)

排水等の面は当然審査されているが、そこに流れる水がどうかは分からない。ゴルフ場練習場等を農薬の使用に関してどこが取り締まるのかは、今手元に資料がないので、後日お調べする。

(会 長)

どちらにしても先ほどの説明では、何が作られるかまでチェックしているわけではないと。そちらで何か規制する法律がない限りは、チェックされないということか。

(事務局)

あくまでも排水とかがきちんと出来るようになっていけば森林の開発は認められて、そこにどういう水を流すかは、農薬の管理の問題になる。

(委 員)

今の農薬のことだが、例えば米とか野菜とか、種類別に農薬の許可を受けるときに試験して、例えばこの農薬は始めの頃に2回が限度だとか、色々細かく定めてある。試験していない品目に対しては農薬を使えない。そういうことはゴルフ場の芝もあるのか。

普通の畑作物の農薬の使用よりも、ゴルフ場のほうが一度に大量に撒かれるわけで、インパクトが強いと思う。

(事務局)

今回はゴルフ練習場なので、ゴルフ場のように大量な芝というより、人口芝を活用していることが多いので、ゴルフ場ほどの影響はないと思っている。

住宅地の近くで農薬を使うことがどういう影響があるかは、資料がないのですぐにはお答えできない。

(会 長)

もし何か分かったら教えてほしい。その他、何かあるか。

(委 員)

教えていただきたい点がある。都市地域というのは都市計画区域と別物なのか。準都市計画区域は入らないのか。

(事務局)

都市計画区域のことである。準都市計画区域は入らない。

(委 員)

例えば整理番号 14 番だが、これは都市地域に入っているのか。

南の方に宅地はあるが、こういうところも都市地域に入るのかと不思議に思った。宮若市全体が都市計画区域で、ここが入っているということか。用途地域は何か。

(事務局)

計画図では分からないが、これは全体で非線引きの都市地域である。用途地域が指定されていることはない。非線引きの都市計画区域。

(委 員)

市街化調整区域か。

(事務局)

ではない。線引きがされていないもの。

(委 員)

非線引きのいわゆる白地。では都市計画区域に入っていれば、かなり山のほうでも都市地域に入るのか。宮若市全体が都市地域ということか。

(関係課)

宮若市の中には宮田都市計画区域（非線引き）と、宮若準都市計画区域があり、今回の案件は都市計画区域の中に入っている。

(委 員)

整理番号 14 番に関して、事業場用地で資材置場ということで、資材といっても色々あると思うが、ただ資材置場ということで許可されるのか。

(事務局)

現況としては資材はまだ置かれていないが、資材置場という時に、事業目的としてはどの程度細かく説明があるのか。

(関係課)

真ん中の平らの部分が資材置場となる。

(委員)

斜面部分はどうなるのか。自然に任せるまま緑化していくのか。

(関係課)

これは、採石法で土を採って、採った岸壁については緑化されている。このまま木が生えてくる、野生に戻っていく形で、資材置場は真ん中の部分で活用したいということ。

(事務局)

例えば整理番号 5 番だと、これも土石採取が平成 4 年から始まっているが、現況写真だとかなり時間が経ってそのままにしているので、緑化が進んでいる。どうしても長い期間がかかるので、終わったところを放置すると逆に緑化していく部分もある。

(委員)

整理番号 4 について、住宅団地の造成ということだが、市街化調整区域が入っているようだ。これは地区計画が入っているのか。

(関係課)

地区計画が入っている。

(委員)

それと、直接は関係ないが、整理番号 17 で、写真を見ると案件のそばに同様に造成した部分があるが、計画図を見ると保安林と重なっているように見える。

(関係課)

保安林にはかかっていない。

(委員)

保安林をかわしているということか。これも同じく土石の採掘なのか。

(関係課)

土石の採掘で、まだ採掘途中。

(会 長)

確かに保安林にかかっているように見える。これはかかっているかないということでしょうか。

(関係課)

かかっている。確認したが保安林はかかっている現場。これも林地開発の許可地。

(会 長)

この部分は今後この審議会に案件として出てくるのか。

(関係課)

今は採掘中だが、終了した場合はこの案件に挙がってくると思われる。

(委 員)

林地開発許可は数年前から出すので、もう既に完了確認して、施設等は出来あがっている。そうした場合に、この審議会ですべてまで権限があるのか、いつも疑問に思う。

林地開発許可を昭和に出しているものもあり、状況が変わってきている部分もある。これを止められるのかどうか。この審議会ですべてだと言った時にどうなるのか。

(事務局)

委員ご指摘のとおり、森林地域の縮小案件については、事後追認に近いということが以前から指摘されている。

ただ、今後の改善ということでご意見があれば、関係課に伝え、そこで取組みをしてもらう必要があるのでは、ご意見を聴くことが無駄だとは思っていない。

今回、専決という規約の改正案を併せて議題としているが、審議の効率化を図る中で、委員の負担が軽くなる形で運営を変えていきたい。

ただ、意見は是非とも述べていただいて、関係課に伝えていきたい。

(委 員)

それに関連して、森林開発の関係で、メガソーラーをどこかに作る予定がある。飯塚かどこか、面積はかなりの面積だった。そこでは地元民がかなり広大な面積だからということで反対をしているということも新聞等で見た。そういう時であってもこの審議会は、事後承諾という形になるのか。何十 ha という面積の案件でも、個別法である程度認められていれば、事後承諾で認めざるを得ないのか。

森林の場合、1回崩してしまったら元に戻すのは何十年とかかる。

(事務局)

手続きは同じ。開発許可の時に国土利用計画審議会を開催することはない。地域計画を変更する前に、委員の意見を伺う仕組みになっている。

(委員)

土地利用の関係で、各自治体でも審議するのか。自治体等の意見は聴くのか。

(関係課)

森林法で許可するときは、規模が大きくなると、森林審議会の意見を聴く。

地元市町村の意見も聴く。両方聴いて、それを踏まえて最終的には、知事が許可するしないを判断する。

(委員)

では、この国土利用計画審議会は何の権限があるのか。

(会長)

要するに、追認しかない。

(委員)

追認しかないのか。

(事務局)

仕組み上、開発許可の段階で審議いただくものではない。地域計画を変更する前にご意見を伺う形なので、どうしても開発後の状況を見た上での審議という形になる。

(委員)

林地開発の場合はメガソーラーとかになると、集中豪雨等、非常に心配される面が多い気がする。開発許可はやはり慎重にお願いしたい。

(委員)

この場に出てきた案件は案外たちの良いほうで、曲がりなりにも完成したものである。

私の経験上、問題があるのは、途中で事業計画を変更した場合や、テクニックとして倒産して違う法人になる場合。

先ほどから、個別法でそれぞれ対応しているとのことだが、事業者の頭の中は一つ。手玉に取るというのは行政の方に失礼かと思うが、テクニックとしてそういう手法を使っている感じの開発が非常に多いと思う。

(事務局)

完了確認の中で目的の変更等も許可をしたかどうか確認がとれるので、当初の事業計画と全く違う開発であれば、そこは完了確認できない。ここに出ているものは、きちんと目的の変更、区

域の拡大等の手続きを踏んだうえでの完了確認であり、そういう意味では最終的に適正に処理が終わった案件といえる。まだ事業が中断したままで森林担当課が経過を見ている状態の案件はあるが、そういったものはここに出てきていない。

(委員)

個別法それぞれの部署で対応するのではなく、事業そのもの、事業者そのものを一貫して監督する部署や人が必要。例えば土石採取は関連の法律でやって、太陽光は管轄が違うことになる。走りやすくした形で、一貫して見続ける、監督しつづける、そういう総合的機関が必要。

そういうことをしないと、妙な開発はなくなる。いや、そういうことをしてもなくならな
いかもしれないが。

(事務局)

個別法の網をかいくぐる業者がいるのではないかというご指摘でよいか。

(委員)

実際、何件か経験している。

(事務局)

規制をかける側は、法的な根拠に基づかないと出来ない部分があり、それぞれの法律、根拠を持ったところがそこそこで監視している。連携は大事なことだと思うが、一つのセクションとしてというのは今の法制度上なかなか難しい。

(会長)

許可が出た以上は、完了するまでは森林担当が監視していると。そこで当初の目的と違う利用がされていれば、それは監視していて、例えば廃棄物処理場があれば、担当課に通報する。

そういうことは当然行っているわけか。

(関係課)

行っている。

(会長)

やはり森林担当として許可を出している以上は、完了までは責任があると。もし何かあれば、関係課にちゃんと通報するのか。定期的に現場のパトロール等をしているのか。

(関係課)

関係課にも連絡するし、業者にも変更なりして、あくまでちゃんとクリアしなさいという指導を完了まで当然やる。

許可箇所というのは何百件とあるので、行く案件があった時に、その周辺の許可地に立ち寄る形でパトロールしている。そこで許可と違う内容を確認した場合には、事情聴取するなりして関

係各課に伝えるようにしている。

(委員)

廃棄物処分場を許可して作った後に、色々そこに捨てたものが有害物質とか出てきて、その業者は倒産して、結果的に県がやらなければならない案件がある。

そういうことを私たちは一番心配している。許可しているものと最終的に変わってきた場合には、県が最終責任を持たないといけない状況も出てくるかもしれない。だから、監視しておかないといけない。

(事務局)

行政代執行して回収できないというような事例はある。

(会長)

あれも廃棄物処分場の許可とか出していればそちらの担当になるが、出さずに勝手に変更した場合は、そちらでの把握は難しいので、やはりそこは森林担当に監視してもらわないと、どこにも乗っかってこないで、そのあたりはご指摘があったように連携してもらわないといけない。

(会長)

他に何かあるか。

森林に関しては許可の段階ではなく、完了して現況が変わった後じゃないとここには来ない、法制度上そうなってしまうと。

(事務局)

ここにかかる案件は、計画図の変更ということで、最後の段階で出すことになる。

他県の運用例では開発許可を出した時点であくまでも参考としてどういったものを許可したという情報を提供している県もある。ただ、許可した案件についてこの審議会で意見を言うのは自由だが、現実的に決定権はない。

(会長)

計画なのに、現況が変わらないと計画が変更できないというのは少し妙な気もする。

(事務局)

森林地域は現況主義なので、そこが他の地域と根本的に違う。こういうふうにやっていきたいというものではなくて、こうなってしまったので変えざるを得ないというもの。今回も運営規則の改正という形で、分けて取扱いたいと考えている。現況主義というところで、結果に応じた変更となってしまう。政策的な余地がない。

(会長)

現況主義については法令を改正しないとどうしようもないということか。

他に何かご意見等あるか。よろしいか。それでは、色々と貴重なご意見いただいたが、結論としては案のとおりで適当だということになったが、よろしいか。

(委員一同) (異議なし)

(会 長)

それでは異議がないので、この変更案については、案のとおり変更することが適当であるという旨を審議会の意見としたい。

つづいて、議題(2)の福岡県国土利用計画審議会運営規則の改正について、事務局から説明をお願いします。

○議題2 福岡県国土利用計画審議会運営規則の改正について

(事務局)

改正案について説明

(会 長)

それでは、今の説明について何かご質問・ご意見はないか。

(委 員)

今、白地という話があったが、都市計画区域の用途地域の色分けしていないところを白地地域と言う。こっちは括弧書きで、5地域のいずれにも該当しないと書いてあるが、紛らわしい。資料1の表でも白地地域となっているが、正式名称は白地地域でよいのか。

(事務局)

土地利用基本計画の中では5地域に属さないものを白地と言っており、いわゆる都市計画における白地とは使い方が違う。

(委 員)

両方とも同じ名称で紛らわしいと思い、用法として使い分けをされているのか確認したかった。

(事務局)

国交省が示した文例の中では、ここでのいう白地はあくまでも5地域に属さないものという意味で使っているので、そのように読んでいただきたい。

(委 員)

括弧書きしてあるので分かるが、用途地域を貼っていない白地と、ここでのいう5地域のいずれにも該当しない地域の白地という区別で両方使っているということか。

(事務局)

言い方としては両方同じ。それぞれが使っており、少し違和感がある使い方かもしれない。ただ、国交省はこのような文例で案を示しており、全国的にもこのような使い方になっている。専決基準の中には5地域のいずれにも該当しない地域ということで示しており、これを白地地域と言うという認識のもとでここは使っていたきたい。

(会 長)

白地というのは国交省が使っているということで、そこから変えるのは難しいと思われる。5地域で分かると思うが、いきなり5地域と書いてあるので、「土地利用基本計画上の」と付け加えるのはどうか。

(事務局)

5地域の定義を明確にしたほうが分かりやすいということか。「土地利用基本計画における」や、「土地利用基本計画の」と修正したほうがよいか。修正の上でのご承認ということでよろしいか。「土地利用基本計画の」5地域ということで、「土地利用基本計画の」を追加する。そういう修正案ということで了解した。

(会 長)

このように修正いただいたうえで、それでよろしいか。他に何かご意見はないか。ということで、今後はこの改正によると、森林地域の縮小案件であって白地地域を生じない場合は、専決によるということで会長が専決を使って、事後1ヶ月以内目途に皆様には文書で報告する。運用としては、ご意見も何うようにしてはいかがかということだが、よろしいか。

(委員一同) (異議なし)

(会 長)

それでは異議がないので、運営規則については、案のとおり改正することとする。

○議題3 その他

特になし

○閉 会